官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件（厚生労働二六一）　二
○医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令第五条の五第三項の規定に基づき製造管理又は品質管理に注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する一般医療機器の一部を改正する件（同二六二）　二
〔その他告示〕
○資源管理基本方針の一部を変更する告示（農林水産九〇四）　三
○特定水産資源（べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）、べにずわいがに日本海系群（大臣許可水域））に関する令和八管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件（同九〇五）　三
○特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、かたくちいわし瀬戸内海系群、ぶり及びみなみまぐろ）に関する令和八管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件（同九〇六）　三
○賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律施行規則第十八条第二項の規定による登録証明事業の登録の更新に関する件（国土交通八一五）　四
○賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律施行規則第十四条第二号の規定及び令和三年国土交通省告示第四百八十六号第五条第二項の規定による指定講習の指定の更新の件（同八一六）　五
○砂防法第二条の土地を指定する件（同八一七）　五
○地すべり防止区域を追加指定する件（同八一八）　五
○地すべり防止区域を指定する件（同八一九）　五
〔国会事項〕
（北海道開発局四九）　五
〔人事異動〕
内閣　復興庁　法務省　六
〔叙位・叙勲〕　六
〔官庁報告〕
官庁事項
寿都地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更の公表について（農林水産省）　七
三石地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更の公表について（同）　七
登録操縦免許証失効再交付講習の登録に関する公示（国土交通省）　七
国家試験
令和八年度旅行業務取扱管理者試験の公示（観光庁）　七
第六十八回原子炉主任技術者試験口答試験の施行（原子力規制委員会）　七
公聴会
国指定仙台海浜鳥獣保護区の変更並びに国指定仙台海浜鳥獣保護区蒲生特別保護地区、井土浦特別保護地区及び広浦特別保護地区の指定に係る公聴会の開催について（環境省）　八
国指定屋我地鳥獣保護区の変更及び国指定屋我地鳥獣保護区屋我地特別保護地区の指定に係る公聴会の開催について（同）　八
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　八
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について（同）　八
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配一〇五）　八
〔公　告〕
諸事項
官庁
公示送達、税理士等でない者が税務相談を行った場合の命令関係　九
裁判所
相続、失踪、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　九
特殊法人等
警察共済組合役員の就・退職、企業年金基金解散・清算人就任関係　三
会社その他　三

法規的告示

○厚生労働省告示第二百六十一号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第七項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、一般医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号）の一部を次の表のように改正する。

令和八年七月六日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第３ １～1231　（略） 1232　可搬型遺伝子解析装置	**別表第３** １～1231　（略） （新設）

○厚生労働省告示第二百六十二号

医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成十六年厚生労働省令第百六十九号）第五条の五第三項の規定に基づき、医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令第五条の五第三項の規定に基づき製造管理又は品質管理に注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する一般医療機器（平成二十六年厚生労働省告示第三百十六号）の一部を次の表のように改正する。

令和八年七月六日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表 １～508　（略） 509　可搬型遺伝子解析装置	**別表** １～508　（略） （新設）

その他告示

○農林水産省告示第九百四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第五項の規定に基づき、資源管理基本方針（令和二年農林水産省告示第千九百八十二号）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第四項の規定に基づき公表する。

令和八年七月六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分に改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（別紙２―16　まさば及びごまさば対馬暖流系群） 第１～第５　（略） 第６　漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等 １・２　（略） ３　漁獲可能量の未利用分の繰越しについて 管理年度の終了に伴い確定した漁獲可能量の未利用分については、第４の３(1)①の規定に基づき算出した数量の10パーセントを上限に国の留保として翌管理年度に繰り越すこととする。 ４・５　（略） 第７～第９　（略） （別紙２―53　べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）（ステップアップ管理対象資源）） 第１～第５　（略） 第６　漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等 １　法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量及び同項第３号の大臣管理漁獲可能量について、「試行水準」として設定する。この場合において、都道府県における管理を行う目安として、２及び３に基づく数量を算出し、「試行目安数量」として提示する。 ２　試行目安数量は、漁獲可能量から国の留保を除いた数量に、令和４年(2022年)から令和６年（2024年）までの毎年の漁獲実績の比率の平均値を乗じて算出することを基礎とする。ただし、関係者の間で別段の合意がある場合には、当該合意に基づき算出する。 ３　国の留保は、年によって異なる漁場形成の変動等を勘案して定める。なお、ステップ２において国の留保からの配分を行うこととはしないものの、ステップ３以降の取組に向けて、配分の具体的な内容やタイミング等について事前の検討を行うこととする。 第７～第９　（略）	（別紙２―16　まさば及びごまさば対馬暖流系群） 第１～第５　（略） 第６　漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等 １・２　（略） （新設） ３・４　（略） 第７～第９　（略） （別紙２―53　べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）（ステップアップ管理対象資源）） 第１～第５　（略） 第６　漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等 本則第１の２(5)②のステップ２の取組を開始する際に定める。 第７～第９　（略）

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○農林水産省告示第九百五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第一項の規定に基づき、特定水産資源（べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）及びべにずわいがに日本海系群（大臣許可水域））に関する令和八管理年度における同項各号に掲げる数量を次のように定めたので、同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和八年七月六日　　農林水産大臣　鈴木　憲和

特定水産資源（べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）及びべにずわいがに日本海系群（大臣許可水域））に関する令和８管理年度（令和８年９月１日から翌年８月末日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。

第一　べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

6,167トン

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都　道　府　県	都道府県別漁獲可能量
青森県	試行水準
秋田県	試行水準
山形県	試行水準
新潟県	試行水準
富山県	試行水準
石川県	試行水準
福井県	試行水準
京都府	試行水準
兵庫県	試行水準

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大　臣　管　理　区　分	大臣管理漁獲可能量
べにずわいがに日本海系群（知事許可水域） 大臣許可漁業	試行水準

第二　べにずわいがに日本海系群（大臣許可水域）

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

8,443トン

二　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大　臣　管　理　区　分	大臣管理漁獲可能量
べにずわいがに日本海系群（大臣許可水域） 日本海べにずわいがに漁業	8,443
べにずわいがに日本海系群（大臣許可水域） その他大臣許可漁業	現行の水準以上に漁獲量を増加させない。

○農林水産省告示第九百六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和八年農林水産省告示第三百五十八号（特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、かたくちいわし瀬戸内海系群、ぶり及びみなみまぐろ）に関する令和八管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和八年七月六日　　農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改　正　後	改　正　前
すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、かたくちいわし瀬戸内海系群、ぶり及びみなみまぐろに関する令和８管理年度（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、かたくちいわし瀬戸内海系群及びみなみまぐろにあっては令和８年４月１日から翌年３月31日まで、するめいかにあってはするめいか小型するめいか釣り漁業（４月から同年11月まで）については令和８年４月１日から同年11月30日まで、するめいか小型するめいか釣り漁業（12月から翌年３月まで）については令和８年12月１日から翌年３月31日まで、ぶりに係る大臣管理区分にあっては令和８年７月１日から翌年６月30日まで、ぶりに係る都道府県における管理にあっては、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、大阪府、香川県及び大分県については令和８年４月１	すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、かたくちいわし瀬戸内海系群、ぶり及びみなみまぐろに関する令和８管理年度（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、かたくちいわし瀬戸内海系群及びみなみまぐろにあっては令和８年４月１日から翌年３月31日まで、するめいかにあってはするめいか小型するめいか釣り漁業（４月から同年11月まで）については令和８年４月１日から同年11月30日まで、するめいか小型するめいか釣り漁業（12月から翌年３月まで）については令和８年12月１日から翌年３月31日まで、ぶりに係る大臣管理区分にあっては令和８年７月１日から翌年６月30日まで、ぶりに係る都道府県における管理にあっては、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、大阪府、香川県及び大分県については令和８年４月１

日から翌年３月31日まで、北海道、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県については令和８年７月１日から翌年６月30日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。

第一～第四　（略）

第五　するめいか

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

68,137トン

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	7,431
（略）	（略）
富山県	4,278
（略）	（略）
長崎県	3,490
（略）	（略）

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
（略）	（略）

日から翌年３月31日まで、北海道、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県については令和８年７月１日から翌年６月30日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。

第一～第四　（略）

第五　するめいか

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

68,400トン

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	6,600
（略）	（略）
富山県	3,800
（略）	（略）
長崎県	3,100
（略）	（略）

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
（略）	（略）

するめいか小型するめいか釣り漁業（４月から同年11月まで）	11,424
するめいか小型するめいか釣り漁業（12月から翌年３月まで）	1,185
（略）	（略）

第六～第八　（略）

するめいか小型するめいか釣り漁業（４月から同年11月まで）	13,600
するめいか小型するめいか釣り漁業（12月から翌年３月まで）	1,400
（略）	（略）

第六～第八　（略）

○国土交通省告示第八百十五号

賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律施行規則（令和二年国土交通省令第八十三号）第十八条第二項の規定により、次に掲げる者が行う事業を登録証明事業として登録を更新したので、同規則第二十九条第二号の規定に基づき、公示する。

令和八年七月六日　　国土交通大臣　金子　恭之

一　登録年月日　令和八年六月十五日

二　登録番号　（二）第〇〇一号

三　氏名又は名称　一般社団法人賃貸不動産経営管理士協議会

四　住所　東京都千代田区内幸町二丁目二番二号

五　法人である場合の代表者の氏名　中村　裕昌

六　登録証明事業を行う事務所の名称　一般社団法人賃貸不動産経営管理士協議会事務局

七　登録証明事業を行う事務所の所在地　東京都千代田区内幸町二丁目二番二号

八　登録証明事業の名称　賃貸不動産経営管理士試験・登録事業

九　登録証明事業を開始する年月日　令和八年六月十五日

○国土交通省告示第八百十六号

賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律施行規則（令和二年国土交通省令第八十三号）第十四条第二号の規定及び管理業務に関する実務についての講習を指定するための基準等（令和三年国土交通省告示第四百八十六号）第五条第二項の規定により、次に掲げる者が行う講習を指定講習として指定を更新したので、同告示第十四条第二号の規定に基づき、公示する。

令和八年七月六日　　国土交通大臣　金子　恭之

一　指定年月日　令和八年六月十五日

二　指定番号　（二）第〇〇一号

三　氏名又は名称　一般社団法人賃貸不動産経営管理士協議会

四　住所　東京都千代田区内幸町二丁目二番二号

五　法人である場合の代表者の氏名　中村　裕昌

六　指定講習事務を行う事務所の名称　一般社団法人賃貸不動産経営管理士協議会事務局

七　指定講習事務を行う事務所の所在地　東京都千代田区内幸町二丁目二番二号

八　指定講習の名称　指定講習

九　指定講習事務を開始する年月日　令和八年六月十五日

○国土交通省告示第八百十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年七月六日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

岡谷川

二　砂防法第二条の土地の表示

熊本県八代市岡町谷川の区域内の土地のうち、次の一点から十五点までを順次結んだ線及び一点と十五点を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十九年建設省告示第千二百六十七号で指定した岡谷川に掲げる土地の区域及び平成十六年国土交通省告示第五十三号で指定した同号二に掲げる土地の区域を除く。）

点	北緯	東経
1	32°31′45.3646″	130°40′01.7942″
2	32°31′44.9525″	130°40′02.8531″
3	32°31′42.9734″	130°40′04.6051″
4	32°31′42.4200″	130°40′07.4678″
5	32°31′41.4009″	130°40′11.0629″
6	32°31′41.0872″	130°40′10.8666″
7	32°31′41.2445″	130°40′10.3440″
8	32°31′40.5867″	130°40′09.4527″
9	32°31′40.3405″	130°40′09.3537″
10	32°31′40.3408″	130°40′08.6484″
11	32°31′41.1363″	130°40′07.8647″
12	32°31′41.3716″	130°40′07.1966″
13	32°31′42.0203″	130°40′04.7464″
14	32°31′44.5727″	130°40′02.5971″
15	32°31′45.0602″	130°40′01.5657″

○国土交通省告示第八百十八号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に追加指定する。

令和八年七月六日

国土交通大臣　金子　恭之

一　長野県芋井桜地すべり防止区域

長野県長野市大字桜の区域内の土地のうち、次の一点から六点までを順次結んだ線及び一点と六点を平成二十年国土交通省告示第千四百七十二号で指定した長野県芋井桜地すべり防止区域の境界線に沿って結んだ線に囲まれた区域

点	北緯	東経
1	36°40′32.4310″	138°09′13.1940″
2	36°40′31.6018″	138°09′17.0792″
3	36°40′26.9816″	138°09′16.7416″
4	36°40′27.1732″	138°09′08.7743″
5	36°40′26.7174″	138°09′05.9293″
6	36°40′28.5109″	138°09′04.3603″

○国土交通省告示第八百十九号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

令和八年七月六日

国土交通大臣　金子　恭之

一　熊本県坂本地すべり防止区域

熊本県玉名郡和水町山十町の区域内の土地のうち、次の一点から九点までを順次結んだ線、九点と十点を町道坂本上和仁線の道路敷に沿って結んだ線及び一点と十点を坂本川右岸官民地境界線に沿って結んだ線に囲まれた区域

点	北緯	東経
1	33°06′08.3524″	130°37′06.2867″
2	33°06′09.6072″	130°37′04.9818″
3	33°06′17.4279″	130°37′03.4836″
4	33°06′18.7777″	130°37′16.5259″
5	33°06′18.0533″	130°37′26.7348″
6	33°06′16.3376″	130°37′36.4343″
7	33°06′13.5759″	130°37′36.6219″
8	33°06′07.0620″	130°37′32.7138″
9	33°06′05.6032″	130°37′29.5804″
10	33°06′09.3980″	130°37′12.2178″

○北海道開発局告示第四十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年七月六日

北海道開発局長　遠藤　達哉

一　施行者の名称　北海道

二　都市計画事業の種類及び名称　釧路圏都市計画公園事業九・五・一号釧路圏道立広域公園

三　事業施行期間　自令和八年七月六日至令和十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　北海道白糠郡白糠町トーパラベツ

使用の部分　なし

国会事項

衆議院

質問書提出

七月二日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

ＨＰＶワクチンの男性接種の早期定期接種化に関する質問主意書（向山好一提出）

参議院

議案提出

七月二日議員から次の議案が提出された。

公職選挙法及び地方自治法の一部を改正する法律案（小西洋之外二名発議）（参第一三号）

議案送付（予備審査）

七月二日議長は、次の議員提出案を衆議院に送付した。

政治資金規正法の一部を改正する法律案（石川博崇外三名発議）

報告書提出

七月二日情報監視審査会会長から次の報告書を提出した。

年次報告書（令和八年七月）

人事異動

内閣

○内閣総理大臣海外出張

内閣総理大臣高市早苗は七月一日インド国へ出張のため出発した。

（東京地方裁判所判事）判事　溝渕　章展

（同）同　林　雅子

（東京家庭裁判所判事）同　野口　晶寛

（長野地方裁判所判事兼長野家庭裁判所判事）同　川口　惠輔

（大阪地方裁判所判事）同　三浦　裕輔

（金沢家庭裁判所判事兼金沢地方裁判所判事）同　菅　洋輝

（熊本地方裁判所判事兼熊本家庭裁判所判事）同　賀嶋　敦

（福島地方裁判所判事兼福島家庭裁判所判事）同　百瀬　玲

（同）同　谷池　政洋

簡易裁判所判事に兼ねて任命する（各通）

（東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　佐藤　基

（同）同　杉本　宏之

（大阪高等裁判所判事・大阪簡易裁判所判事）同　木太　伸広

願に依り本官並びに兼官を免ずる（各通）（以上七月一日）

（国土交通省大臣官房付）国土交通事務官　石田　康典

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（国家サイバー統括室））に転任させる

国家安全保障局に併任する

内閣官房副長官補付に併任する

（財務省大臣官房付）財務事務官　山口　隆久

（同）同　髙木　悠子

（国土交通省大臣官房付）国土交通事務官　城石　裕政

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する（各通）

（防衛省大臣官房付）防衛事務官　小久保勝之
国家安全保障局の併任を解除する
防衛省に出向させる
内閣事務官に兼ねて任命する
内閣官房内閣参事官（国家サイバー統括室）を命ずる
国家安全保障局に併任する
（内閣官房副長官補付）内閣事務官　當間　重光
内閣官房グローバル・スタートアップ・キャンパス構想推進室参事官を命ずる
（特許庁総務部付）経済産業事務官　井上　哲郎
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（国家安全保障局））の併任を解除する
内閣官房副長官補付の併任を解除する
（国土交通省港湾局付）国土交通技官　仙﨑　達治
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（国家サイバー統括室））の併任を解除する
国家安全保障局の併任を解除する
内閣官房副長官補付の併任を解除する
（財務省大臣官房付）財務事務官　近藤　嘉智
（同）同　荒瀬　塁
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する（各通）（以上七月一日）

復興庁

（経済産業省大臣官房付）経済産業事務官　伊奈　友子
復興事務官（統括官付参事官）に併任する　芳田　直樹
復興事務官（統括官付参事官）の併任を解除する　渡邊　郷
復興事務官（福島復興局次長）に併任する　長尾　勝昭
福島復興浜通りセンター長付に併任する
（同）同　復興事務官（福島復興局次長）の併任を解除する
福島復興浜通りセンター長付の併任を解除する（以上七月一日）

法務省

鈴木　栄一　八木　正典　川端　郁子
月村　太郎　前田　直子
難民審査参与員に任命する（各通）（七月二日）

叙位・叙勲

○叙位

（東北大学名誉教授）（大阪市立大学名誉教授）
従四位に叙する（各通）　馬渡　史郎
正五位に叙する（各通）　小林　幸男
従五位に叙する（各通）　芦田　武男　北村　喜義
正六位に叙する（各通）　赤岩　克夫　上田　克治
宇野　勝男　太田　三大
重元　恒憲　鈴木　達男
早川　亘
従六位に叙する（各通）　小船井欽治　高橋　繁夫
正七位に叙する（各通）　買場　利生
従七位に叙する（各通）（以上五月二十八日）　高橋　正充
奥森　雅直
従四位に叙する（京都府議会議員）　近藤永太郎　水落　英三
正五位に叙する（各通）　伊藤　孝紀　中迫　博美
従五位に叙する（各通）　河合　正輝　村上　悦榮
正六位に叙する　久保　正人　岩佐　勇作
佐藤　長彦　竹内　瀧雄　原田　進吾　永野　武光　目黒　修世　星野　達男
従六位に叙する（各通）　伊藤　光輝　酒井　康吉
正七位に叙する（各通）　浅倉　民次
従七位に叙する（以上五月二十九日）　由良　智
岡田　好平　三田村　啓
正五位に叙する（各通）　安倍　久　小木　正　永井　誠
従五位に叙する（各通）　安住　宣孝　唐島　正雄
正六位に叙する（各通）　新関　寛二
佐藤　義広　似内　廣治
従六位に叙する（各通）　三浦親太郎
正七位に叙する（各通）　石田　洋光　中島　精道
従七位に叙する（各通）　高橋　秀夫
従七位に叙する（以上五月三十日）　梶川　龍藏
従五位に叙する　赤尾　和代　大倉　哲夫　荻原　一敬
齊藤　正信　寺本　武司　光林　秋男
吉本　太一
正六位に叙する（各通）　伊澤　聰　磯野　義邦
岩月　俊之　京極　好昭　伊藤　進
柴田　耕三　清水　幹雄　國井　孝一
寺師　重義　増田　恒武　武江　光弘
渡辺　博司　松本　健次
従六位に叙する（各通）
正七位に叙する　曽田　英雄　柳原　従夫
従七位に叙する（各通）（以上五月三十一日）　尾崎　敏紀
従五位に叙する　小川　肇　寺下　明登
正六位に叙する（各通）（以上六月一日）　中山源太郎　滝　多賀男
従五位に叙する　田崎　康文　山本　直久
正六位に叙する　高田　省三
正七位に叙する（各通）（以上六月二日）　田代　正廣　西田　正人
従六位に叙する　田村　弘文
正七位に叙する　丹　幸大
従七位に叙する（以上六月三日）　中石　授
正六位に叙する（六月四日）　阿部　晃造
従五位に叙する（六月五日）　北島　富安

○叙勲

（京都府議会議員）　近藤永太郎
旭日中綬章を授ける（五月二十九日）　山崎佳代子
旭日単光章を授ける（五月三十一日）　山本　直久
旭日双光章を授ける（六月一日）　三好　忠晴
旭日単光章を授ける（六月二日）　佐藤　文三
旭日単光章を授ける（六月三日）　阿部　晃造
旭日小綬章を授ける（六月四日）　下村　政嗣
（東北大学名誉教授）　佐藤　千佳
瑞宝中綬章を授ける　廣橋　一裕
（大阪市立大学名誉教授）　上田　克治
瑞宝小綬章を授ける（各通）　赤岩　克夫　芦田　武男　高橋　繁夫
重元　恒憲　中嶋　一貴　永原　義久
瑞宝双光章を授ける（各通）　高橋　正充
瑞宝単光章を授ける（各通）　金山　忠也　買場　利生　伊藤　孝紀
瑞宝小綬章を授ける　中迫　博美
伊藤　光輝　佐藤　長彦　水落　英三
瑞宝双光章を授ける　原田　進吾　福井　善男
（各通）　大羽　仁
瑞宝単光章を授ける（各通）　久保　進一
（以上五月二十九日）　中島　精道
安倍　久　三田村　啓
三浦親太郎
瑞宝双光章を授ける　大越　信行　佐藤　義広　高橋　秀夫
瑞宝単光章を授ける（各通）　梶川　龍藏　増田　恒武
（以上五月三十日）
瑞宝小綬章を授ける　赤尾　和代　岩月　俊之　荻原　一敬
（各通）　齊藤　正信　清水　幹雄　武江　光弘
寺本　武司　光林　秋男　渡辺　博司
瑞宝双光章を授ける（各通）　伊東　規雄　曽田　英雄
瑞宝単光章を授ける　田浦　清二　寺下　明登
（各通）（以上五月三十一日）　尾崎　敏紀
瑞宝双光章を授ける（六月一日）　田崎　康文
瑞宝小綬章を授ける　田代　正廣
瑞宝双光章を授ける（以上六月二日）　丹　幸大　中石　授
瑞宝双光章を授ける（各通）（六月三日）　北島　富安
瑞宝小綬章を授ける（六月五日）　本邦駐箚チリ共和国特命全権大使　リカルド・グスタボ・ロハス・ゴンサレス
旭日大綬章を贈与する（六月二十六日）

官庁報告

官庁事項

寿都地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更の公表について

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第19条第４項の規定に基づき、次のとおり寿都地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更を公表する。

令和８年７月６日

農林水産大臣　鈴木　憲和

（「次のとおり」は省略し、寿都地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更を水産庁漁港漁場整備部計画・海業政策課、北海道開発局開発監理部総務課及び同局小樽開発建設部に備え置いて縦覧に供する。）

三石地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更の公表について

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第19条第４項の規定に基づき、次のとおり三石地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更を公表する。

令和８年７月６日

農林水産大臣　鈴木　憲和

（「次のとおり」は省略し、三石地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更を水産庁漁港漁場整備部計画・海業政策課、北海道開発局開発監理部総務課及び同局室蘭開発建設部に備え置いて縦覧に供する。）

登録操縦免許証失効再交付講習の登録に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第八十四条の規定に基づき、次の操縦免許証失効再交付講習を登録したので、同規則第八十四条の四において準用する同規則第四条の二十二第一号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年七月六日

国土交通大臣　金子　恭之

㈠　登録年月日　令和八年六月十八日

㈡　登録番号　操失講第一三七号

㈢　登録操縦免許証失効再交付講習実施機関の氏名又は名称及び住所

松本　慶一　福島県双葉郡楢葉町大字井出字萩平三四番地

㈣　登録操縦免許証失効再交付講習事務を行う事務所の名称及び所在地

松本海事事務所　福島県双葉郡楢葉町大字井出字萩平三四番地

国家試験

令和８年度旅行業務取扱管理者試験の公示

旅行業法（昭和27年法律第239号）第11条の３第１項の規定による試験を次のとおり行う。

令和８年７月６日　観光庁長官　村田　茂樹

１．試験の種類

地域限定旅行業務取扱管理者試験

２．試験地

東京都及び大阪府

３．試験日

令和８年９月27日（日）

４．試験科目

試験は、次に掲げる科目について、筆記方式により行う。

⑴　旅行業法及びこれに基づく命令

⑵　旅行業約款、運送約款及び宿泊約款（航空運送に係る運送約款に関するものを除く。）

⑶　国内旅行実務

ア．本邦内の運送機関及び宿泊施設の利用料金その他の本邦内の旅行を取り扱う旅行業務に関連する料金（航空運送に係る利用料金に関するものを除く。）

イ．本邦内の旅行を取り扱う旅行業務に関する実務処理（本邦内の地理等に関するものを除く。）

５．受験手続

⑴　受験願書等の提出方法及び受付期間

簡易書留郵便により受験願書その他の必要書類（以下「受験願書等」という。）を提出することとし、令和８年７月６日（月）から同年７月31日（金）までの郵便消印があるものに限り受け付ける。

⑵　受験願書等提出先

観光庁参事官（旅行振興）付地域限定旅行業務取扱管理者試験係（〒100―8918　東京都千代田区霞が関二丁目１番２号）

⑶　受験手数料

ア．試験を受けようとする者は、受験願書等を提出する前に受験手数料5,500円分の収入印紙を購入し、受験願書に貼付すること。

イ．受験手数料は、受験願書等を受理した後は返還しない。

⑷　受験票の交付

受験願書等を受理した場合は受験票を交付する。

６．試験の一部免除

⑴　令和７年度地域限定旅行業務取扱管理者試験のうち「国内旅行実務」について合格点を得た者

ア．当該者は、４．に掲げる試験科目のうち⑶の科目について、試験の免除を受けることができる。

イ．上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験願書に令和７年度地域限定旅行業務取扱管理者試験の結果通知書（写し）を添付すること。

⑵　旅行業協会が令和７年度又は令和８年度に実施した地域限定旅行業務取扱管理者研修の修了者

ア．当該者は、４．に掲げる試験科目のうち⑵の科目（「宿泊約款」に限る。）及び⑶の科目について、試験の免除を受けることができる。

イ．上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験願書に令和７年度又は令和８年度地域限定旅行業務取扱管理者研修の修了証書（写し）を添付すること。

７．受験願書用紙及び受験案内

受験願書用紙及び受験案内は、観光庁のホームページからダウンロードして入手する。

なお、郵送による受験願書用紙及び受験案内の交付を希望する場合は、適宜の封筒に、返信用封筒（定形に110円分の郵便切手を貼り付け、郵便番号、送付先住所、氏名及び電話番号を明記したもの。）を封入して、観光庁参事官（旅行振興）付地域限定旅行業務取扱管理者試験係宛て請求すること。

８．合格者の発表等

合格者の発表は、令和８年11月13日（金）（予定）に、観光庁のホームページで行うとともに、受験者には文書で試験結果を通知する。

９．合格証の交付

令和８年11月13日（金）（予定）に、合格者に対して発送する。

10．その他

試験の実施については変更があり得るため、その場合は、観光庁のホームページに変更内容を掲載し、周知する。

第68回原子炉主任技術者試験口答試験の施行

第68回原子炉主任技術者試験口答試験の施行について、原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則（昭和53年総理府令第51号）第４条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年７月６日

原子力規制委員会委員長　山中　伸介

１．日時　令和８年９月18日（金）午前９時00分から

２．場所　ビジョンセンターグランデ東京浜松町（東京都港区芝大門１―13―９　ＵＤ芝大門ビル）

３．受験の申込期間　令和８年８月17日（月）まで（必着）

４．受験の申込手続　原子力規制委員会ホームページ（以下単に「ホームページ」という。）に掲載される受験要領を熟読し、受験申込書等の必要書類を簡易書留やレターパック等追跡が可能な方法で郵送すること。受験要領及び必要書類の様式類は、ホームページからダウンロードすること。なお、希望者に対しては申出により原子力規制委員会原子力安全人材育成センター規制研修課が交付する。

５．受験通知書の交付　受験通知書は、受験の申込期間終了後、郵送する。

６．合格者の発表　令和８年10月下旬頃に官報で公告し、同時に原子炉主任技術者免状を本人に郵送する。

７．留意事項　試験の実施に関する情報については、ホームページに最新の情報を掲載する。なお、希望者に対しては申出により個別に対応を行う。

８．受験申込書等郵送先及び問合せ先　原子力規制委員会原子力安全人材育成センター規制研修課　郵便番号106－8450　東京都港区六本木１－９－９　六本木ファーストビル20階（電話）03―6277―6924（受付時間：土日祝日を除く９時30分から17時30分まで）

公　告

国指定仙台海浜鳥獣保護区の変更並びに国指定仙台海浜鳥獣保護区蒲生特別保護地区、井土浦特別保護地区及び広浦特別保護地区の指定に係る公聴会の開催について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律88号）第28条第６項及び第29条第４項の規定に基づき、下記により公聴会を開催しますので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第79条第１項の規定により公示します。

傍聴希望者は、あらかじめ宮城県仙台市青葉区本町３丁目２―23　仙台第２合同庁舎６階　東北環境局（電話番号022―722―2876）へ御連絡ください。

なお、詳細については、同局へお問い合わせください。

令和８年７月６日　　環境大臣　石原　宏高

記

1　日時　令和８年７月30日（木）13時30分から15時30分まで

2　場所　宮城県仙台市青葉区本町３丁目２―23　仙台第２合同庁舎７階　東北環境局会議室

3　案件　国指定仙台海浜鳥獣保護区の変更並びに国指定仙台海浜鳥獣保護区蒲生特別保護地区、井土浦特別保護地区及び広浦特別保護地区の指定について

国指定屋我地鳥獣保護区の変更及び国指定屋我地鳥獣保護区屋我地特別保護地区の指定に係る公聴会の開催について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律88号）第28条第６項及び第29条第４項の規定に基づき、下記により公聴会を開催しますので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第79条第１項の規定により公示します。

傍聴希望者は、あらかじめ沖縄県那覇市樋川１丁目15番15号　那覇第一地方合同庁舎１階　沖縄奄美自然環境事務所（電話番号098―836―6400）へ御連絡ください。

なお、詳細については、同事務所へお問い合わせください。

令和８年７月６日　　環境大臣　石原　宏高

記

1　日時　令和８年７月30日（木）14時00分から16時00分まで

2　場所　沖縄県名護市港一丁目１番１号　名護市役所　第一会議室

3　案件　国指定屋我地鳥獣保護区の変更及び国指定屋我地鳥獣保護区屋我地特別保護地区の指定について

諸事項

公告

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

失踪宣告取消

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止及び免責許可決定

破産手続終結

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

免責許可申立てに関する意見申述期間

特別清算開始

令和８年（ヒ）第１０１号

静岡県駿東郡清水町的場１９１番地の３
清算株式会社　スズキ工業株式会社
代表清算人　鈴木　一郎

1　決定年月日　令和８年６月２２日

2　主文　清算株式会社につき，特別清算の開始を命ずる。

静岡地方裁判所沼津支部民事部

再生手続終結

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

給与所得者等再生による再生計画取消

給与所得者等再生による再生手続開始

小規模個人再生による再生手続廃止

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

企業年金基金解散公告

当企業年金基金は厚生労働大臣の認可を受け解散したので、次のとおり公告します。

1．基金の名称　フジクラ企業年金基金
2．事務所の所在地　東京都江東区木場１丁目５番１号
3．実施事業所の名称及び所在地　株式会社フジクラ　東京都江東区木場一丁目５番１号
4．解散の理由　確定給付企業年金法第85条第１項による。
5．解散認可年月日　令和８年７月１日
令和８年７月６日
東京都江東区木場１丁目５番１号
フジクラ企業年金基金
理事長　森　祐起

企業年金基金清算人就任公告

当企業年金基金は確定給付企業年金法第85条第１項により解散しましたので、施行令第59条に基づき次のとおり公告します。

1．清算人氏名　吉野　正人
2．住所　東京都江東区木場一丁目５番１号
令和８年７月６日　フジクラ企業年金基金
理事長　森　祐起

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年六月二十五日
掲載頁　一七三頁（号外第一四〇号）
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年六月二十五日
掲載頁　一七三頁（号外第一四〇号）
令和八年七月六日
愛知県名古屋市東区代官町三九ー一七鹿島貿易ビル三階　（甲）株式会社ヴェリタス
代表取締役　瀬木　真理
愛知県江南市五明町高砂一五九番地
（乙）良友株式会社
代表取締役　瀬木　真理

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社オープンコレクター（乙、住所東京都千代田区麹町三丁目一二番一四号麹町駅前ヒルトップ八階）のケンオール事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

効力発生日は令和八年八月八日であり、当社の株主総会の承認決議は令和八年五月二十九日に終了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）https://opencollector.co.jp
令和八年七月六日
東京都千代田区麹町三丁目一二番一四号麹町駅前ヒルトップ　ケンオール株式会社
代表取締役　小泉　守義

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月六日
福島県いわき市内郷宮町代六八番地
合資会社大谷屋
代表社員　松本　松偉

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月六日
埼玉県さいたま市岩槻区太田一丁目二番二八ー四号　合同会社ＳＳプランニング
代表社員　岩崎　静枝

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月六日
東京都渋谷区道玄坂一丁目一〇番八号渋谷道玄坂東急ビル二Ｆ－Ｃ　ＳＵＭ合同会社
代表社員　関　奏真

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月六日
東京都日野市西平山五丁目二三番地の二三一
Ｒｅ．Ｌｉｖｉｎｇ合同会社
代表社員　宿谷　滉太

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月六日
東京都港区北青山一丁目三ー三　三橋ビル三階
合同会社ＳＨＵ－ＴＡ
代表社員　石井　嵩大

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月六日
神奈川県厚木市温水四七六番地
合同会社バイオ燃料
代表社員　平井　晃

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社イースニッドとします。

効力発生日は令和八年九月五日であり、当社の総社員の同意の取得は令和八年七月一日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月六日
神奈川県横浜市青葉区あざみ野四丁目一二番地二九　合同会社イーズニット
代表社員　太田　一行

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年八月七日であり、組織変更後の商号はＮＴホールディングス株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月六日
福井県坂井市丸岡町高瀬二字一〇番一　ＮＴホールディングス合同会社
代表社員　冨山　幹雄

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月六日
滋賀県栗東市安養寺八丁目七番二〇号　合同会社強面パンダの大家さん
代表社員　西田　翔

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月六日
大阪市中央区南久宝寺町一丁目五番四号　さくら合同会社
代表社員　鈴木　大

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億一千六十万五十円減少し五千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年七月六日
福島県双葉郡大熊町下野上清水二三〇　株式会社ＲｅＮｕ　Ｉｎｄｕｓｔｒｉｅｓ
代表取締役　髙橋　遼平

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千一万円減少し一億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年八月七日であり、株主総会の決議は、令和八年六月二十六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年七月六日

東京都港区赤坂九丁目七番二号ミッドタウン・イースト四階

ＹＮ４－Ｎインベストメント株式会社

代表取締役　永見　世央

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億八百一万五千九百六十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://k.secure.freee.co.jp/companies/145733/announces

令和八年七月六日

東京都品川区東五反田五丁目二二－三三

ＴＫ池田山ビル三Ｆ

株式会社Ｃａｌａｒｉｓ

代表取締役　岸谷　祥平

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年七月六日

掲載頁　二頁

令和八年七月六日

東京都港区新橋四丁目三〇番六号京急中はらビル七階

株式会社ヘンケルフレシネジャパン

代表取締役　ダミアン・クラーク

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年七月六日

大阪府箕面市箕面五丁目一一番一一号箕面セントラルハイツ内　株式会社久保商事

代表取締役　山下　春子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月六日

大阪府堺市中区土師町一丁一〇番一六号

合同会社テックミー

代表社員　巽　美智代

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二十二億六千六百二十七万六千七円、資本準備金の額を二十一億千五十九万二千五百五十九円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年七月六日

東京都品川区東品川二丁目二番四号

Ａｂａｌａｎｃｅ株式会社

（法人番号　9010501023597）

代表取締役　柳瀬　重人

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年七月二十一日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する普通株式一株を五百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和八年七月六日

東京都渋谷区渋谷二丁目二四番一二号

ＧＤＸ株式会社

代表取締役　洞田　潤

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年八月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年七月六日

北海道帯広市西四条南十丁目二七番地

東北海道商事株式会社

代表取締役　越前　光晴

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年七月六日

千葉県船橋市高瀬町二三番地

ニック食品株式会社

代表取締役　中野　正崇

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月二十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年七月六日

岐阜県高山市久々野町柳島三四八番地二

株式会社打保屋

代表取締役　打保　雅俊

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年七月六日

北九州市小倉南区新曽根九番二〇号

戸畑鉄工株式会社

代表取締役　安田　敏剛

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である横山大樹が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月六日

東京都港区六本木一丁目一〇番三－九〇一号スウェーデン大使館ビル内

Ｂｕｉｌｄｉｎｇ　Ｍａｎａｇｅｍｅｎｔ　Ｓｙｓｔｅｍｓ Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｙ&Ｇｒｅｅｎ Ｔｅｃｈ Ｓｏｌｕｔｉｏｎｓ ＡＢ

日本における代表者　横山　大樹

取消公告

令和四年七月四日（号外第一四五号）、令和五年七月三日（号外第一四〇号）、令和六年七月一日（号外第一五八号）及び令和七年六月三十日（号外第一四八号）掲載の決算公告は取消します。

令和八年七月六日

東京都千代田区神田猿楽町一丁目五番一五号

株式会社エデュケーショナルネットワーク

代表取締役　大久保忠志

正　誤

ページ	段	行	誤	正
五一		一六	住所	代表者の氏名

令和七年八月四日観光庁告示第六号（旅行業法の規定に基づく登録事項の変更の件）（原稿誤り）